

平成 30 年度第 1 回瀬戸市都市計画審議会 議事録

1 日時 平成 30 年 12 月 27 日（木） 午後 2 時～午後 2 時 30 分

2 会場 瀬戸市役所 北庁舎 5 階 全員協議会室

3 出席者

(1) 委員

出席 14 名

欠席 2 名

(2) 事務局

出席 6 名

4 議案

第 1 号議案 名古屋都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について（愛知県決定）

第 2 号議案 名古屋都市計画区域区分の変更について（愛知県決定）

第 3 号議案 名古屋都市計画用途地域の変更について（瀬戸市決定）

第 4 号議案 名古屋都市計画山手地区計画の変更について（瀬戸市決定）

第 5 号議案 名古屋都市計画水野地区計画の変更について（瀬戸市決定）

第 6 号議案 名古屋都市計画生産緑地地区の変更について（瀬戸市決定）

5 議事録

午後 2 時開会

<事務局>

それでは、定刻になりましたので、これより「平成 30 年度第 1 回瀬戸市都市計画審議会」を始めます。私は都市計画課長の富田と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

委員の皆様におかれましては、年の瀬の師走を迎え、大変お忙しい中ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。まずは、開会にあたりまして都市整備部長の加藤より、ご挨拶申し上げます。

<都市整備部長>

改めまして、皆様こんにちは。都市整備部長の加藤でございます。本日は平成 30 年度第 1 回瀬戸市都市計画審議会の開催にあたりまして、今申し上げた通り、大変お忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

本日の議題は 6 件でございます。第 1 号議案から第 5 号議案につきましては、関連する議案となっておりまして、第 1 号議案は人口減少・超高齢社会の到来や大規模自然災害への対応など、様々な社会経済情勢等の変化に対応するため「名古屋都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」を変更するものでございます。

これに伴いまして、第 2 号議案では、市街化区域と市街化調整区域を変更するもので、瀬戸市に関しましては、尾張旭市との行政界の変更に伴い、区域区分を局部的に変更するものでございます。

また、この区域区分の変更に伴い、第3号議案では用途地域、第4号議案及び第5号議案では地区計画の変更を行うものでございます。

次に、第6号議案は、生産緑地法に基づき制限の解除を行ったものにつきまして一部区域を変更するものでございます。

以上、第1号議案及び第2号議案は、県決定の諮問案件でございます。第3号議案から第6号議案は、市決定の付議案件となっております。ご審議賜りますよう、よろしくお願い致します。

なお、今回の審議会は、平成30年4月1日に委員の皆様の任命を行い、初めての審議会となりますので、私から委員の皆様のご紹介をさせていただきます。

学識経験者といたしまして、

中部大学工学部都市建設工学科 教授 磯部友彦様

愛知県立芸術大学美術学部デザイン・工芸科 デザイン専攻 准教授 森真弓様

瀬戸商工会議所 会頭 河村誠悟様

瀬戸市農業委員会 会長 加藤基様

関係行政機関又は県職員といたしまして、

愛知県尾張建設事務所 所長 山田和久様

愛知県瀬戸警察署 署長 落合斉様

市民の立場といたしまして、

瀬戸市自治連合会 会長 伊藤勉様

瀬戸市地域力推進協議会 座長 伊沢俊泰様

市議会議員といたしまして、

瀬戸市議会議員 馬嶋みゆき様

瀬戸市議会議員 西本潤様

瀬戸市議会議員 島原治美様

瀬戸市議会議員 山田治義様

瀬戸市議会議員 三木雪実様

瀬戸市議会議員 中川昌也様

どうぞよろしくお願ひ致します。

なお、名城大学工学部社会基盤デザイン工学科 教授 鈴木温様、愛知県陶磁器工業協同組合 理事長 丹羽誠様は、本日ご欠席でございます。以上、16名の委員の皆様です。どうぞよろしくお願ひいたします。

<事務局>

続きまして、審議会の成立につきましてご報告いたします。

本日は鈴木委員、丹羽委員の2名から欠席の連絡をいただいております、16名中14名の方にご出席を賜っております。従いまして、瀬戸市都市計画審議会条例第6条第2項の規定によりまして、委員の半数以上の出席を得ておりますので、審議会が成立していることをご報告いたします。

また、本日の傍聴者はございませんでした。

次に会長の選出に移ります。

瀬戸市都市計画審議会条例第5条第1項により、会長は学識経験者のある委員のうちから委員

の選挙によって定めることとされております。どなたか会長に立候補される方はいらっしゃいますでしょうか。

いらっしゃらないようですので、どなたかご推薦はございませんでしょうか。

<委員>

都市計画や公共交通に関し、高い見識をお持ちで、昨年まで当審議会の会長をお務めいただきました、磯部委員に引き続きお願いしてはどうかと考えますが、いかがでしょうか。

(異議なしとの声)

<事務局>

ありがとうございます。

異議なしとの声をいただきましたので、当審議会の会長は磯部委員にお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。恐れ入りますが、会長席へのご移動をお願いします。

続きまして、職務代理者の指定を行います。瀬戸市都市計画審議会条例第5条第3項によりまして、会長があらかじめ職務代理者の指定をするものと規定されておりますので、会長から職務代理者の指定をお願いいたします。

<会長>

それでは、職務代理者につきましては瀬戸商工会議所の河村誠悟会頭をお願いしたいと存じます。よろしく願いいたします。

<事務局>

会長から指定がございましたので、職務代理者は河村誠悟委員にお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは、瀬戸市都市計画審議会運営規則第4条第1項によりまして、審議会の議長は会長をもってあてると規定がございますので、ここからの進行は磯部会長にお願いしたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

<議長>

改めまして、会長に推薦されました磯部でございます。よろしく願いいたします。少し挨拶をさせていただきます。

今年は、平成最後のという言葉をよく耳にしますが、明治になってから150年というのが、この2018年という年でありまして、大河ドラマで幕末問題などをやっておりましたが、都市計画という話になりますと、この都市計画審議会が開かれている根拠となる法律である都市計画法ができたのが1968年で、今から50年前、つまり2018年は都市計画法制定50周年であります。

都市計画法が昭和時代に制定されましたが、それよりも前に、同じ都市計画法という法律がございます。こちらは大正時代に制定されました。それが1919年にできましたので、実は、来年が100周年ということでございまして、都市計画関係者にとっては、今年から来年にかけて、50周年、100周年といった年でございますので、これまでの過去を見返して、都市計画が上手くいっていたかを振り返り、また今後の方針を考え直す時期であるかと思っております。

では、その都市計画は何のためにあるのかということですが、大都市の問題を解決するためであると思っております。

大正時代の法律は、どちらかというと、江戸時代から明治時代にかけて都市らしいものができてきて、少し都市というものが膨れ始めてきた時期であります。大都市近郊の郊外電車もできま

したし、まちの中に住んでいるだけではなく、少し郊外へ家移すなどにより、電車で通勤するというスタイルができ始め、都市がどんどん広がっていったためにそれをコントロールしようといったものでございました。

そして昭和の50年前の都市計画法については、戦後の復興期が終わり、まさに高度成長期でした。なので、大正の都市の膨らみと比べれば、はるかに大きい膨らみになりそうであったため、それをコントロールしなくてはならないということで、いわゆる線引きを実施し、市街化区域と市街化調整区域とに分け、都市化を積極的に進めていこうとする区域と、あえて都市化を抑制する区域とに分けようといったこととございます。これも人口が増えていく時代にとっての話でございます。

では、これからの都市計画はどうしたら良いのかですが、人口が増えるのかについてはいろいろ言われておりますが、増えません。あるところに人が集まり、あるところからは人が急激に減少し、人口が偏ってくる場合はありますが、全体の人口が増えることはありません。そういったときに都市の姿はどうあるべきかということが悩ましい時代でございます。そうなりますと、全国一律の法律でどうすべきかを定めることは難しいのではないかと思います。今は、地方分権ということをよく言われておりますし、それぞれの地域でどうしていくのが大切です。人口が減ったために混雑が解消され、暮らしやすくなるまちもあるかもしれませんが、人が減ると寂しいので人を呼び寄せたいまちもあるかもしれません。つまり、地域の課題はそれぞれ全然違うので、そういうところを細かく見ていく必要があるのだと思います。そういった面で、自治体が主催する都市計画審議会の役割は大きなものではないかと思います。

これまでは、国がお手本を見せて、各自治体がそれにならっていくというものでありましたが、これからは、逆に国のお手本がない状態です。そうすると、各自治体が積極的にやるしかないという話でございますので、皆様も覚悟をもって都市計画審議会に取り組んでいただけたらと思います。もちろん、私も協力していきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、審議に入りたいと思います。

まず、本日の議事録署名人の指名を行います。議事録署名人は瀬戸市都市計画審議会運営規則第5条第2項により議長が指名した2名とありますので、本日は、伊藤委員、馬嶋委員にお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

今回は議案が6件ございますが、第1号議案から第5号議案までは関連する議案となっておりますので、一括して事務局の説明を求めます。事務局からの説明の後、質疑応答を経て、1議案ずつ採決を行いますのでご了承ください。

また、委員の皆様におかれましては、慎重な審議をお願いしたいと思いますが、ご質問やご意見は簡潔にお願いいたします。それでは、事務局から説明を求めます。

<事務局>

それでは、第1号議案名古屋都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について説明いたします。

資料1-2ページをご覧ください。こちらに変更の理由がございますけれども、変更の理由は、人口減少・超高齢社会の到来や大規模自然災害への対応など、様々な社会経済情勢等の変化に対応するため、名古屋都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更するものでございます。

次に、2ページ後ろの目次をご覧ください。こちらにございますように、この方針は5章立て

で構成されておりまして、第1章では基本的事項を、第2章では都市計画の基本的方針を、第3章では都市計画の目標を、第4章では区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針を、第5章では主要な都市計画の決定等の方針を定めるものでございます。

1ページめくっていただきまして、名古屋 - 1ページをご覧ください。1つめにあります、役割と位置づけでございますが、この方針は、都市計画法第6条の規定に基づきまして、長期的な視点にたった都市の将来像を明らかにいたしまして、その実現に向けての大きな道筋を明確にするため、人口、ヒトやモノの動き、土地利用の動向、公共施設の整備などについて将来の見通しを踏まえ、都市計画区域ごとに都市計画の基本的な方向性を県が広域的見地から定めるものでございます。

次に、その下でございます、対象範囲につきましては、2にございますように、12市4町1村の17市町村で構成される範囲となっております。

目標年次につきましては、基準年次を平成30年としまして、概ね20年後の都市の姿を展望したうえで都市計画の基本的方針を定めまして、市街化区域の規模や都市施設の整備目標などについては、平成42年を目標年次として定めるものでございます。

次に、第2章都市計画の基本的方針として、名古屋 - 2ページから6ページまでに都市づくりの現状と課題が整理されております。

名古屋 - 7ページをご覧くださいと、都市づくりの理念が掲げられておりまして、名古屋 - 8ページから10ページにかけては、都市づくりの基本方向としまして、5つの基本方向とそれぞれに施策の考え方が定められております。

第3章都市計画の目標といたしまして、名古屋 - 11ページから15ページにかけて区域の概況や、区域の現況と都市づくりの方向性が示されております。また、これを踏まえて名古屋 - 16ページを見ていただきますと、この区域の基本理念が示されております。黒の枠の中でございますけれども、リニア開業によるインパクトを活かし、多様な産業と高次の都市機能が集積した世界へ飛躍する都市づくりを基本理念としております。

名古屋 - 18ページから20ページには、愛知の都市づくりビジョンに定められた5つの都市づくりの基本方向ごとに、都市づくりの目標が示されております。

名古屋 - 22ページをご覧ください。この第4章では、区域区分の決定の有無および区域区分を定める際の方針が示されておりまして、区域区分の有無のところにつきましては、本区域において、区域区分を定め、都市的土地利用の無秩序な拡大による社会的費用の増加と環境悪化の防止、また、計画的な都市基盤施設の整備による良好な市街地の形成、市街地近郊の優良な農地との健全な調和などを図ることとされています。

1枚めくっていただきまして、名古屋 - 23ページをご覧ください。ここでは、目標年次に配置されるべき人口および産業の規模が示されております。人口につきましては、本件の都市計画区域内の将来人口を731万人、市街化区域内の将来人口を612万5千人、本区域を含む尾張広域都市計画圏内の将来人口を502万人、この区域内の市街化区域内の将来人口を436万2千人と想定されております。また、名古屋 - 24ページには、本県における将来の産業規模を約44.1兆円と想定されております。

1ページめくっていただきまして、名古屋 - 25ページをご覧ください。第5章では、主要な都市計画の決定等の方針が示されておりまして、このページから、土地利用に関する部分が示され

ております。本ページから 30 ページにかけまして、基本方針や主要用途の配置方針、市街地における建築物の密度の構成に関する方針、市街化区域の土地利用の方針、市街化調整区域の土地利用の方針が示されております。

次に名古屋 - 31 ページをご覧ください。ここでは、都市施設といたしまして、本ページから 38 ページにかけまして、交通施設や下水及び河川、その他の都市施設に分けまして、基本方針と主要な施設の方針、主要な施設の整備目標が示されております。

名古屋 - 39、40 ページをご覧ください。ここでは、市街地開発事業といたしまして、基本方針と主要な市街地開発事業の方針、市街地整備の目標が示されております。

1 ページめくっていただきまして、名古屋 - 41 ページから 43 ページにかけまして、自然的環境の整備または保全といたしまして、基本方針、主要な緑地の方針、実現のための具体の都市計画制度の方針、主要な緑地の整備方針が示されております。

次に、この議案の資料の後ろから 3 ページ目に、県民意見募集における意見の要旨と県の見解が示されておりますので、ご確認いただきたいと思います。

以上が第 1 号議案の説明でございます。

続きまして、第 2 号議案名古屋都市計画区域区分の変更について、ご説明をいたします。

2-1 ページをご覧ください。1 の市街化区域及び市街化調整区域の区分のところに「計画図表示のとおり」とありますが、計画図というのが 2-5 ページとなっております。本市と尾張旭市の市境となる部分でございますが、この計画図に示すとおり、赤色の斜線で表示した部分が市街化調整区域から市街化区域へ編入する区域となっております。

2 枚戻っていただきまして、2-3 ページですが、こちらに変更の理由を記載しております。1 行目でございますが、瀬戸市西部線地区は、行政界の変更に伴い、局部的に変更するものでございます。

第 2 号議案の説明は以上でございます。

次に、第 3 号議案名古屋都市計画用途地域の変更について、ご説明をいたします。

3-2 ページをご覧ください。変更の理由でございますが、第 2 号議案で説明いたしました、区域区分の変更に伴いまして、将来の土地利用計画、周辺の土地利用の状況及び都市施設の整備状況等を勘案し、適切な用途地域を定めるものでございます。

3-5 ページをご覧ください。左側が変更前の図面、右側が変更後の図面となっております、円の中に三段書きで数字が書いてありますが、中段の数字で 3 と記載された部分につきましては、第一種中高層住居専用地域、5 と記載された部分につきましては、第一種住居地域に変更するものでございます。

以上が第 3 号議案の説明でございます。

次に、第 4 号議案名古屋都市計画山手地区計画の変更について、ご説明をいたします。

4-4 ページをお開きください。こちらに理由を記載しておりますけれども、第 2 号議案で説明をいたしました、行政界の変更により行われる区域区分の変更に伴いまして、地区計画の面積及び区域を変更するものでございます。

4-7 ページをご覧くださいと、具体的に説明を記載しておりますけれども、4 の当該都市計画の妥当性に示しますとおり、地区計画の区域界を変更後の市域界とするため、0.04ha を A 地区に追加いたしまして、尾張旭市の 0.08ha を A 地区から除外するものでございます。

以上が、第4号議案の説明でございます。

続きまして、第5号議案名古屋都市計画水野地区計画の変更について、ご説明いたします。

5-4 ページをお開きください。変更の理由でございますが、こちらも、第2号議案で説明いたしました、行政界の変更により行われる区域区分の変更に伴い、地区計画の面積及び区域を変更するものでございます。

5-7 ページをお開きいただきますと、具体的には4番目の当該都市計画の妥当性の部分に示しますとおり、地区計画の区域界を変更後の市域界とするため、0.63haをA地区に追加し、尾張旭市となった区域の0.9haをA地区から除外するものでございます。

以上で、第5号議案の説明とさせていただきます。

なお、これまで説明いたしました第1号議案から第5号議案につきましては、本市におきまして、都市計画法第17条第1項の規定に基づく縦覧を平成30年11月13日から27日まで行い、第1号議案、第2号議案の縦覧者は1名、第3号議案から第5号議案につきましては縦覧者は無く、すべての議案につき、意見書の提出はございませんでした。

以上、ご審議賜りますよう、よろしく願いいたします。

<議長>

ありがとうございました。第1号議案から第5号議案までまとめてご説明いただきました。第1号議案については、瀬戸市を含む名古屋都市計画区域の整備、開発及び保全の方針が変更されたというものでございまして、第2号議案からは、主に隣街である尾張旭市との行政界が変更となったため、複数の変更手続きが必要となったために行っているものでございます。

何か、ご意見、ご質問等ございましたら受け付けますが、いかがでしょうか。

ご意見、ご質問等ございませんようですので、私から一言よろしいでしょうか。

用途地域が若干変更されるということですが、現在使われている土地利用、特に市民の方の土地の使い方について、何か影響がありますでしょうか。影響の有無を確認させていただきたいと思えます。

<事務局>

ご指摘いただきました部分につきましては、先程ご覧いただきました3-5ページに示したとおり、今回変更する区域のほとんどの部分は、都市計画道路の瀬戸環状西部線の区域内にございます。そのため、今回の変更によって周囲に与える影響は少ないと考えております。

<議長>

ありがとうございます。その他はいかがでしょうか。

なければ採決に移ります。採決は、1議案ずつ行いますので、よろしく願いいたします。

第1号議案「名古屋都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更」について、原案のとおり賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成ということでございますので、第1号議案は瀬戸市都市計画審議会条例第6条第3項により原案のとおり可とすることに決しました。

次に、第2号議案「名古屋都市計画区域区分の変更」についてでございます。原案のとおり賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成ですので、第2号議案は瀬戸市都市計画審議会条例第6条第3項により原案のとおり可とすることに決しました。

続きまして、第3号議案「名古屋都市計画用途地域の変更」についてでございますが、原案のとおり賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成ですので、第3号議案は瀬戸市都市計画審議会条例第6条第3項により原案のとおり可とすることに決しました。

続いて、第4号議案「名古屋都市計画山手地区計画の変更」について、原案のとおり賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成ですので、第4号議案は瀬戸市都市計画審議会条例第6条第3項により原案のとおり可とすることに決しました。

続いて、第5号議案ですが、「名古屋都市計画水野地区計画の変更」について、原案のとおり賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成ですので、第5号議案は瀬戸市都市計画審議会条例第6条第3項により原案のとおり可とすることに決しました。

続きまして、第6号議案に移りたいと思います。事務局から、第6号議案「名古屋都市計画生産緑地地区の変更」について、説明を求めます。

<事務局>

それでは、第6号議案「名古屋都市計画生産緑地地区の変更」について、ご説明いたします。

まずは、6-1ページをご覧ください。変更の理由でございますが、生産緑地法第14条の生産緑地地区内における制限の解除が行われたものについて、一部区域を変更するものでございます。

6-7ページをご覧ください。こちらが変更状況調書となっておりますが、現在138団地、面積21.3haにつきまして、4団地、面積0.8ha減少し、変更後は134団地、面積20.5haとするものでございます。箇所別の変更理由につきましては、いずれも、主たる従事者の故障による買取申出から3ヶ月以内に所有権の移転が行われなかったためでございます。

6-3、6-4ページに計画図がございますが、黄色に着色された部分が除外する生産緑地地区となっております。

本案件につきまして、都市計画法第17条第1項に基づく縦覧を平成30年12月3日から17日まで行い、縦覧者は無く、意見書の提出もありませんでした。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

<議長>

ただ今、第6号議案の生産緑地地区について説明を受けましたが、委員の皆様からご意見、ご質問等ございましたらお受けいたしますが、いかがでしょうか。

なければ、私から一つよろしいでしょうか。個別の話というより、生産緑地の取扱いについてですが、制度が始まって30年経とうとしておりますし、国からも制度の見直しについての見解が出されたわけですが、瀬戸市としては、今後どのように生産緑地の取扱いをしていくのでしょうか。何か決まっていることなどあれば教えてください。

<事務局>

法改正に基づきまして、10年延長可能な制度内容については、そのお知らせを地権者の方々に送らせていただいているところをごさいますて、その後どのようにしていくのかについては、今年度と来年度で緑の基本計画を策定していきますので、その中で明らかにしてまいりたいと思っております。

<議長>

これから検討していくということで、またその時期になれば取扱いが変わっていくということですね。ありがとうございます。

他に、委員の皆様からご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

よろしければ、採決に入ります。

第6号議案「名古屋都市計画生産緑地地区の変更」について、原案のとおり賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成ですので、第6号議案は、瀬戸市都市計画審議会条例第6条第3項により原案のとおり可とすることと決しました。

続きまして、次第の3に移ります。事務局から説明をお願いいたします。

<事務局>

今後の手続きについて、ご説明いたします。

本日の結果を受けまして、第1号、第2号議案につきましては、愛知県知事に異議のない旨、回答したいと考えております。また、第3号議案から第6号議案につきましては、知事と協議を経て、3月下旬に告示を行う予定でございます。

事務局からの説明は以上でございます。

<議長>

ありがとうございます。事務局から連絡事項がございましたが、他にはよろしいでしょうか。委員の皆様からご意見やご発言等ございましたらお受けいたしますが、よろしいでしょうか。他にないようですので、以上で平成30年度第1回瀬戸市都市計画審議会を終了いたします。本日は長時間にわたりましてご審議をいただき、誠にありがとうございました。

午後2時30分閉会